

「建設キャリアアップシステム」ってなに シリーズ③

(4月にスタートした働き方改革関連法)

政府の重要な政策の一つである「働き方改革」は、建設キャリアアップシステムとも密接な関係にあり、共に今年の4月から関連法が施行され、システムが本格導入されました。その背景には、我が国の人口減少による深刻な労働力不足があり、政府は女性、高齢者、外国人材も含めて働き手を増やすこと、労働生産性を向上させること、出生率を上げることに力を注いでいます。そのために働き方改革では、長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な待遇差解消、多様な働き方の実現に具体的に取り組んでいます。建設キャリアアップシステムも、技能者の資格、社会保険の加入状況、現場の就業履歴等を蓄積・見える化して、技能者が能力や経験に応じた待遇を受けられる環境を整備し、この業界の働き手を増やすことがその最大の目的です。

(建設業の働き方改革5年の猶予)

実は、4月にスタートした働き方改革関連法の「残業の上限規制」や「客観的方法による労働時間把握の義務化」などは、

建設業界では2024年からの適用となり5年間の猶予期間が設定されています。建設業では全産業の平均より年間300時間以上長く働いており、週休二日制が広まっていないこともその主な要因です。5年間の猶予はあるものの、この間に他の業界に若い働き手を奪われないためにも、少しでも早く働き方改革、待遇の改善に取り組む必要がありそうです。技能者の就業履歴を蓄積するとともに、現場への出退勤管理も可能となる建設キャリアアップシステムの利用は、そのための一歩ともなります。

(建設キャリアアップシステム説明会)

JBNは会員の皆様に向けて、6月と7月に全国7都市で建設キャリアアップシステムの説明会を開催しましたが、本システムの推進役である一般財団法人建設業振興基金は、国土交通省の後援により10月から12月にかけて全国48か所で説明会を開催いたします。同基金のホームページ (<https://www.ccus.jp/>) を通じて、説明会の日程や場所など詳細をご覧いただくとともに、申込手続きが可能です。

(つづく)

JBNサービス紹介

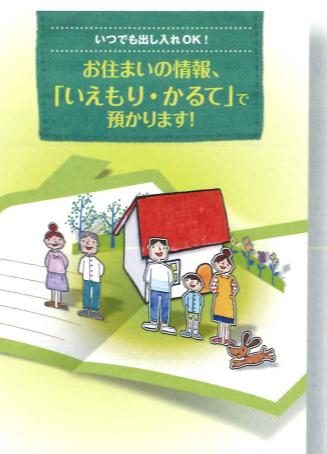
住宅履歴情報管理システム「いえもり・かるて」

誰が、いつ、どのような工法で建設したのかなど、家に関する情報を保管して、お施主様やJBN会員工務店がいつでも活用できるようにした、JBNの住宅履歴情報管理システムです。いい家をつくり、きちんと手入れをして、長く大切に使うために、お住まいに関するあらゆる情報を永続的に管理しますので、何年たってもすぐに情報を取り出せます。

住宅履歴を活用するメリットとして4つあります。

1. あらかじめ住宅の建て方や仕様(使用されている製品等)、過去の点検結果やリフォームの内容を把握することで、効率的かつ的確な点検を実施できます。
2. 不具合が発生した際に、使用されている製品の情報や建築時の情報があれば、原因を特定する際の参考になります。
3. 耐震改修や省エネ改修を検討する際に、図面や過去の修繕記録から現状を把握することで、必要なリフォーム工事の内容を効率的かつ的確に計画することができます。
4. 売却時には、性能を示す資料やリフォームの記録、点検結果などの書類が保存されていることで、建物価値の適正な評価やスムーズな売却が期待できます。

是非ご活用ください!



JBNでは消費者向けの「いえもり・かるて」のパンフレットを配布しております。JBNのHPの「刊行物のご案内」ページから刊行物購入申込書をダウンロードして頂いて、必要部数(1セット5部 ※2セットまで)等を記入してJBN宛までFAXをお願いします。

個人情報の取り扱いについて

お預かりする個人情報は、一般社団法人JBN・全国工務店協会が定めるJBN住宅履歴情報管理「いえもり・かるて」利用約款に基づき、適切に取り扱いします。

JBNは、(一社)住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会の正会員として、協議会が定めたルールに従って適切に情報を預かりする事業者「住宅履歴情報サービス機関」に登録されています。

お願い: 月々のJBN ReportやJBNホームページ等の情報提供およびJBNの各種サービスなどに関するご意見、ご要望をお気軽にメールやお電話でお聞かせください。

JBNは様々なご相談(技術、法律、支援等)をお受けしております。

ホームページ(トップページの最下欄)のお問合せフォームをご利用いただくか、下記へお問合せください。

[発行・お問い合わせ]

一般社団法人JBN・全国工務店協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10京橋北見ビル東館6階
Tel.03-5540-6678 Fax.03-5540-6679 E-Mail: jbn@jbn-support.jp URL: <http://www.jbn-support.jp>

JBN REPORT

Japan Builders Network

地域に必要とされる工務店のための情報誌

2019
vol.38
9月号

JBNの基本理念

「私たちJBN・全国工務店協会は、全国の地域工務店とその関連業界の持続的発展に尽くし、地域の住生活環境の向上を通じ、社会に貢献します。」

「工務店にとって追い風」建築基準法改正で説明会

6月25日に改正建築基準法が施行されたことを受け、7月30日、中大規模木造委員会主催による「改正建築基準法に関する説明会」を140名を超える参加者を得て都内で開催しました。国土交通省住宅局建築指導課の渡邊峰樹企画専門官にお越しいただき、90分に渡って、防火に関する規制を中心に改正基準法の内容をじっくり説明いただきました。

今回は、①建築物・市街地の安全性の確保 ②既存建築ストックの活用 ③木造建築を巡る多様なニーズへの対応から改正がなされ、規制の趣旨に応じた措置を防火性能の評価に含め、かつ性能規定化を徹底して設計自由度の拡大が図られました。例えば、通常より厚い木材による燃えしろ設計と、防火壁や警報装置、スプリンクラーの設置で「消防の措置の円滑化」を図り、耐火構造と「同等の安全性」を確保すれば、中層建築物(高さ16m超または4階建て以上)でも木材のあらわしが可能になります。そして、工務店にとって最大のトピックスは耐火構造等とするべき木造建築物の対象を高さ16m超・階数4以上と見直されたことで、工務店が手掛けられる建築の幅はより広がることとなります。

また、外壁や開口部の防火性能を高めて「周囲への延焼防止」性能を満たせば、内部の柱等に木材を使う設計が可能になります。加えて、建蔽率の緩和対象に「準防火地域内の耐火建築物、準耐火建築物」が加わります(緩和率は10分の1)。

3階建ての戸建住宅を用途変更する場合、従来は耐火構造への改修が必要でしたが、改正後は200m²未満であれば改修は不要になりました(「就寝を伴う用途」は警報装置の設置、階段の区画が必要)。建築確認も、200m²以下までは不要になりました。

青木哲也委員長は開会のあいさつで、「今回の改正は工務店にとって追い風」と述べ、工務店の非住宅分野への進出の可能性を示しました。説明会は申込者が多く、より大きな会場へと何度も変更を重ね、参加者にはご迷惑をおかけしましたが、それだけ皆様の関心は高かったです。今回の改正では現段階で全ての告示が出揃っておらず、技術指針等が揃い次第順次施行していくので、今後も最新情報が発表された段階で改めて講習会の企画をする予定です。



改正建築基準法説明会に140名を超える参加

省エネの「説明義務」実施に向けた検討始まる

5月17日に公布された改正建築物省エネ法では、戸建て住宅などに対する省エネ基準の適合義務化が見送られた代わりに、「説明義務制度」が創設されることが決まりました。建築士(設計者)が、住宅の省エネ性能に関して、建築主に説明することを義務付ける制度で、2021年4月からスタートする予定です。

また運用開始に向け、国は現行の省エネ性能の評価方法に加えて、以下の簡素化された評価方法の追加を検討しています。

1 外皮性能について

一定のモデルに基づき部位別の外皮面積の割合を固定値とともに、断熱材以外の断面構成要素の熱抵抗値等について固定値とすることで、断熱材や窓の仕様のみの情報で外皮性能を算出できる評価方法

2 一次エネルギー消費性能について

一定のモデルに基づき主たる居室や非居室等の床面積を固定値とともに、空調設備等の性能値等を固定値とすることで、空調設備等の仕様のみの情報で一次エネルギー消費性能を算出できる評価方法

※固定値については、現行の評価方法と比較して安全側となるよう（性能が低く出るよう）に設定。

既にJBN工務店の皆様の多くは、省エネ基準適合に取組まれていることと存じますが、今後、省エネ性能評価方法の簡素化や説明義務化に向けた国土交通省令で定められる事項が記載された書面等、お客様への説明について、国や関連団体などからの情報提供、講習会の開催などが予定されています。引き続きJBNレポートやホームページ、メールマガジン等にご注目ください。

委員会紹介

第5回 情報調査室 池田浩和 室長

情報で地域工務店と行政をつなぐ



池田浩和室長
(岡庭建設(株)専務取締役)

情報調査室は、協会内での情報伝達のあり方を円滑にするため、2017年、政策調査部会として発足しました。国や地方自治体からの情報を会員に伝達すると同時に、会員の意見を集約して行政に伝達する役割も担う組織です。国土交通省の検討会・ワーキンググループや、住宅生産団体連合会の性能向上委員会・性能向上ワーキンググループにも、池田浩和室長ほか情報調査室のメンバーが委員やオブザーバーとして参加しています。

地域工務店にとってより有益な情報を届けるべく、実務者が情報伝達に関わっているのが最大の特徴です。また、連携団体を通じた会員への情報伝達ルートを構築し、現在

15の連携団体からメンバーが出席。地方の連携団体を介することで「地域の特性に合わせ、必要な情報を取捨選択して会員に伝達」できる体制を築くことが、池田室長の目指す姿です。

対外的な組織としての役割も、ますます重要な役割です。「現場の意見を届けられるのはJBNの強み」(池田室長)ということもあり、直近では長期優良住宅制度や住宅瑕疵担保履行制度の見直しなど、当協会の意見や要望が反映されることも増えています。今年度からは、外部からの委員等の要請に応じて適切な人材を推薦できるよう、各委員会にも協力を呼び掛けています。

池田室長は「(施策の決定などに)われわれJBN工務店が関わっていることを知ってほしい」と言います。地域工務店の実態に即した施策を推進していくためにも、情報調査室の活動にはぜひご注目ください。



JBN連携団体・工務店紹介

地域工務店の力で福島を立て直す 一般社団法人福島県工務店協会

2011年3月11日の東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸部を襲った津波により、多数の住宅が被害を受け、また福島県では原発事故による被害も加わり、多くの避難者がいました。当協会（当時は工務店サポートセンター）は、全建総連と連携し、木造応急仮設住宅の建設を準備。岩手、宮城、福島各県からの公募で実現したのは福島県のみでしたが、最終的に公募方式だけでも合計568戸の木造応急仮設住宅を供給しました。

この時の木造応急仮設住宅建設に参加した工務店が中心となり、後に発足したのが、(一社)福島工務店協会です。震災直後から「地元の復興は地元の工務店が自分たちの手で」という使命感のもと、8月15日までに400戸を建設しました。

資機材や人手の不足、短い工期、天候不順（梅雨）など厳しい条件が重なった現場ばかりでしたが、当時から工事に関わった工務店の担当者さんは「地元の工務店が、得意な木造で、地元の住まいを守ることの必要性を再確認した」といいます。

●公営住宅も地域工務店の力で

震災が起こるまで、県内の工務店同士の関係はそれほど



福島県工務店協会のみなさん

密ではなかったそう。現場では戸惑いもあったようですが、この8年間、木造応急仮設住宅建設や木造復興公営住宅建設が県内の工務店がまとまるきっかけになり、団体のつながりを強くしました。

木造応急仮設住宅の建設を通じて構築された連携体制は、現在に至るまで復興を支え続けています。2015年から今年5月にかけては、114戸の木造復興公営住宅を建設。現在も、大熊町で福島県買取型再生賃貸住宅（転入者向けの共同住宅）20戸を建設中です。



建設中の「福島県買取型再生賃貸住宅」

7月までに、当協会と災害協定を締結した自治体は35都道府県に上りますが、その背景には(一社)福島県工務店協会が進めてきた先駆者としての努力があるのは間違いないありません。

地元の工務店や職人が、地域の復興に大きな役目を果たす可能性を提示した同協会の功績は、決して色あせることはないでしょう。



5月に引き渡した木造復興公営住宅
(大熊町)